

申請はお済みですか？



特別定額給付金のお知らせ

町では、町民1人あたりに**10万円**を給付する**特別定額給付金**の申請受付を行っています。

申請に必要な書類は5月8日に対象となる世帯主へ発送しています。**8月7日(金)まで**に忘れず申請してください。

特別定額給付金とは



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛して、人との接触を削減する必要があります。特別定額給付金とは医療現場をはじめ全国各地で取り組んでいらっしゃる方々への敬意と感謝の気持ちをもって行われる家計への支援です。

支給額：一人10万円

対象となる方：基準日（令和2年4月27日）に、妹背牛町の住民基本台帳に登録されている方

受給できる方：上記の対象となる方が属する世帯の世帯主

申請方法は2つ



感染拡大防止のため、申請方法は以下の2つとさせていただきます。

郵送申請

自宅に届いた申請書に必要事項を記入・押印し、必要な書類を裏面に貼り付けて同封の返信用封筒で郵送いただく方法

オンライン申請

マイナンバーカードによるオンラインサービスを利用したオンライン申請（マイナンバーカードをお持ちの方が利用可能）



申請サイト→

役場相談窓口を開設しています

役場庁舎内に相談窓口を開設しています。

時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～午後5時

できるだけ少人数でお越しください。

必要な書類をすべて持参してください。

マスクの着用をお願いいたします。（お持ちでない方にはお渡しします）



！詐欺にご注意ください

特別定額給付金を装った詐欺が多発しています。

「個人番号」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

市区町村や総務省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。

市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めるとは、絶対にありません。

【お問合せ先】

役場総務課総務グループ

TEL 0164-32-2411 内線 122